

広島県後期高齢者医療広域連合規則の読点の表記を改める規則

令和5年10月30日

規則第8号

広島県後期高齢者医療広域連合の規則（この規則の施行の際現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，」は、「、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年1月16日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。